

令和6年度 労働問題総合対策セミナー

**無料**

メンタルヘルス・過重労働防止・化学物質管理 対策

# 労働衛生管理諸問題 への対応



今 仕事が原因で心や身体を  
壊す労働者が増えています

日時: 令和6年12月17日(火) 13:30 ~ 17:00

会場: 岡谷鋼機名古屋公会堂 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

インターネット受講も可能です

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# ご 案 内

今 仕事が原因で心や身体を壊す労働者が増えています。

厚生労働省調査では、仕事や職業生活に強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、全体の82.7%。精神障害に関する労災請求、支給決定件数は激増しています。

正社員の労働時間もまだまだ長く、過重労働による過労死案件も後を絶ちません。

年々増加する化学物質による健康障害も高止まり状態です。

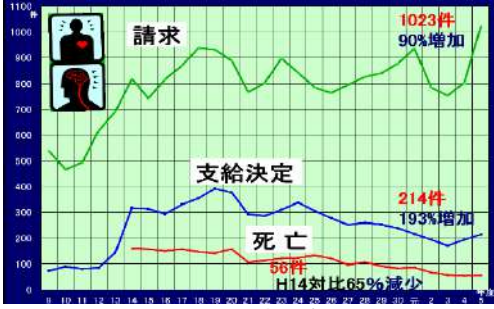
労働衛生管理の不備により、労働者とその家族が不幸となり、企業も生産性を損ない、裁判等で責任を問われることもあります。

そこで労働衛生管理に関する諸問題を考える「令和6年度 労働問題総合対策セミナー」を開催します。多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

精神障害の労災関係件数



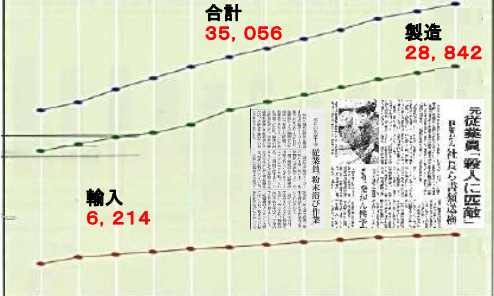
脳心臓疾患の労災関係件数



労働裁判高額判決・和解ワースト10 9件が過重労働

|                                             |                                                       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| ①1億9800万円<br>2008年、人形乗動機で過重労働により脳内出血        | ⑥1億3365万円<br>2015年、入社直後の居酒屋社員が過重労働でうつ病自殺              |
| ②1億9400万円<br>2010年、ファミレス支配人が過重労働で脳障害発症に     | ⑦1億2700万円<br>2005年、県立病院の研修医が過重労働で病死                   |
| ③1億6800万円<br>2000年、入社2年目の広告会社社員が過重労働でうつ病自殺  | ⑧1億2600万円<br>1996年、入社2年目の広告会社社員が過重労働でうつ病自殺（松原・上田氏に由来） |
| ④1億6500万円<br>1994年、玉掛けロープが外れ木材落下災害で第1級障害    | ⑨1億2000万円<br>2005年、研究所室長が過重労働心臓梗塞で重大後遺障害              |
| ⑤1億3500万円<br>2002年、阪大研修医が脳梗塞と過重労働（研修）で心臓梗塞死 | ⑩1億1350万円<br>2000年、製鉄会社41歳係長が過重労働でうつ病自殺               |

新規化学物質製造・輸入届出状況



日 時： 令和6年12月17日(火) 午後1時30分～午後5時

会 場： 岡谷鋼機名古屋公会堂 4階ホール

名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

対 象： 経営者、労務人事・安全衛生部門責任者・担当者  
労働関係団体役職員、社会保険労務士等労働専門家

参加方式： 会場参加 または インターネット視聴

会 費： 無 料 定 員： 会場参加は200名 インターネット受講は定員はありません。

パネルディスカッション



## セミナーの内容

総括テーマ 労働衛生管理に関する諸問題への対応

### 開会挨拶

名古屋北労働基準監督署長 橋 本 享 氏

### 特別講演

テーマ：労働者の健康管理をめぐるトラブル事例

講 師： 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊 夫 氏

#### 【講演内容】

国は労働基準法、労働安全衛生法等の法律の規定をもって労働者の安全、健康、命を守ってきました。しかし、労働者が亡くなる等の不幸な事例が発生し、後追いで法改正を行うことも多く、労働者の健康障害をめぐる裁判にて企業が莫大な賠償金を支払うこととなった事件も数多いです。企業には、罰則のある法令等を遵守することは最低限の義務であり、労働者が生命、身体等の安全を確保し労働することができるよう必要な配慮をする民事上の安全配慮義務が課されております。この安全配慮義務は、労働契約法にも規定されております。安全配慮義務も含めた企業が行うべき労働衛生管理の範囲と内容についてお聴きします。

【講師プロフィール】金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

●インターネット視聴について  
・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。  
・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。  
・視聴可能期間は一週間です。





## テーマ:円滑・実効性のある労働衛生管理の実施

### 1. メンタルヘルス対策 2. 過重労働防止対策 3. 化学物質管理対策

#### パネリスト

#### 宮澤 俊夫 氏

宮澤俊夫法律事務所  
所長 弁護士  
愛知労働局労災法務専門員  
元名古屋法務局訟務部付検事

メンタル不調、過重労働による健康障害、化学物質による災害・疾病を防止し、裁判等の事件とさせないための企業責任の範囲と内容をお聴きします。  
併せて企業に求められる労働衛生対策について弁護士としてのご提言をいただきます。



#### 加藤 善士 氏

もろかみ労働安全衛生  
コンサルタント事務所代表  
医学博士・労働安全衛生コンサル  
タント・社会保険労務士

メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、化学物質管理対策を進めるうえでの、企業にとっての問題点と有効な推進策をお聴きします。併せてこの3つの対策を円滑、実行のあるものとする事への医学博士、元行政担当官としてのご提言をいただきます。



【プロフィール】元名古屋南労働基準監督署長、30有余年にわたり労働基準監督官を勤める。元中央労働災害防止協会 安全・衛生管理士、元岡崎労働基準協会 専務理事、行政在職中に夜間・休日に社会人大学院で研究し、修士(人間学)博士(医学)を取得。現在は労働に関する幅広い指導や、講演活動を行う。

#### 岡部 昭次 氏

大同メタル工業(株)  
環境安全・カーボンニュー  
トラル推進センターチーフ

大同メタル工業(株)様が実施しているメンタルヘルス対策、過重労働防止対策、化学物質管理対策の内容についてお聴きします。  
この3つの対策を円滑、実行のあるものとする事への企業担当者としてのご提言もいただきます。



【企業プロフィール】名古屋市中区と東京都品川区に本社を置く世界最大手の総合すべり軸受メーカー。主力の自動車向けエンジン軸受(メタル)は世界シェア3割超で首位。産業機械や造船用も強い。日本、北米、欧州、アジア、中国の5つの地域に生産・販売体制を構築。江南労働基準協会の監事、総務部会役員会社。

#### 三好 了 氏

豊田労働基準協会  
専務理事  
元名古屋北労働基準監督署長

法が規定するメンタルヘルス対策、過重労働防止対策、化学物質管理対策の内容、また、元行政担当官としてのこの3つの対策を円滑、実行のあるものとする事への提言、さらには労働基準協会の活動内容についてお聴きします。



【プロフィール】元愛知労働局安全課長。30有余年にわたり労働基準監督官を勤める。現在は豊田労働基準協会の専務理事として、会員企業の直面される様々な労働問題を企業の立場で解決し、ホワイト企業への道をサポートしている。愛知県下各労働基準協会企業の労働110番労働相談室 上席アドバイザー。

#### コーディネーター

#### 市之瀬 高司 氏

一般社団法人 名北労働基準協会  
副会長・専務理事  
特定社会保険労務士・RSTトレーナー

【プロフィール】法人役員として会務を統括し、事業を企画・推進し、年間100回近い講習会等の講師を担当し、企業の労働相談を行う。社会保険労務士受験対策講座の主任講師として講座運営と講義を担当し、毎年数多くの受講生を合格に導く。労働基準協会の関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。



#### 閉会挨拶

瀬戸  
労働基準協会  
専務理事

#### 深田 晃平 氏



会場案内

岡谷鋼機名古屋公会堂  
4階 ホール

名古屋市昭和区鶴舞1-1-3  
TEL:052-731-7191

【交通アクセス】

- 地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車4番出口 徒歩2分
- 市バス「鶴舞公園前」下車 徒歩3分
- JR中央線「鶴舞駅」下車 徒歩2分

会場地図



| 申込要領        |                | 申込書を各労働基準協会へFAXください。会場受講の場合は開講1週間前までにお送りするご案内用紙を当日お持ちください。<br>インターネット受講の場合は、視聴パスワードを記載したご案内文書を送付しますので、視聴開始日までに大切に保管ください。 |                                  |               |               |                                    |
|-------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|------------------------------------|
| 名 称         |                | 所 在 地                                                                                                                    |                                  | 電話番号          | FAX番号         | 対象地区                               |
| 申<br>込<br>先 | (公 社)愛知労働基準協会  | 〒460-0008                                                                                                                | 名古屋市中区栄2-9-26                    | (052)221-1438 | (052)204-1268 | 愛知県以外の地域                           |
|             | (一 社)名北労働基準協会  | 〒462-8575                                                                                                                | 名古屋市北区清水1-13-1                   | (052)961-1666 | (052)962-1670 | 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市                 |
|             | (一社)名古屋南労働基準協会 | 〒455-0014                                                                                                                | 名古屋市港区港栄1-2-2                    | (052)651-9246 | (052)651-1411 | 中川/港/南区                            |
|             | 名古屋東労働基準協会     | 〒467-0863                                                                                                                | 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9<br>渡辺ビル2階          | (052)882-3909 | (052)883-3586 | 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町 |
|             | 名古屋西労働基準協会     | 〒450-0003                                                                                                                | 名古屋市中村区名駅南1-5-17<br>ネットプラザ柳橋ビル6階 | (052)581-8086 | (052)581-8089 | 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡               |
|             | 豊橋労働基準協会       | 〒440-0874                                                                                                                | 豊橋市東松山町19 2階                     | (0532)54-2131 | (0532)54-2130 | 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡               |
|             | 岡崎労働基準協会       | 〒444-0831                                                                                                                | 岡崎市羽根北町1-3-8                     | (0564)52-3692 | (0564)54-0739 | 岡崎市/額田郡                            |
|             | 一宮労働基準協会       | 〒491-0044                                                                                                                | 一宮市大宮1-3-6<br>グランドメゾン大宮1階        | (0586)48-5495 | (0586)48-5496 | 一宮/稲沢市                             |
|             | (一 社)半田労働基準協会  | 〒475-0902                                                                                                                | 半田市宮路町151-32                     | (0569)21-4440 | (0569)21-4441 | 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡                 |
|             | (一 社)刈谷労働基準協会  | 〒448-0853                                                                                                                | 刈谷市高松町1-29<br>ハートヒルズ刈谷ビル5階       | (0566)21-6337 | (0566)21-6366 | 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市                    |
|             | 豊田労働基準協会       | 〒471-0826                                                                                                                | 豊田市トヨタ町1番地<br>トヨタ会館G階            | (0565)28-9411 | (0565)24-3922 | 豊田/みよし市                            |
|             | 瀬戸労働基準協会       | 〒489-0805                                                                                                                | 瀬戸市陶原町1-8<br>瀬戸陶磁器会館内            | (0561)82-2575 | (0561)59-3575 | 瀬戸/尾張旭/長久手市                        |
|             | 津島労働基準協会       | 〒496-0044                                                                                                                | 津島市立込町3-26<br>ツシマウール会館内          | (0567)26-4603 | (0567)28-7390 | 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡                   |
|             | 江南労働基準協会       | 〒483-8164                                                                                                                | 江南市木賀東町新塚220-1                   | (0587)55-2341 | (0587)55-6125 | 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡                      |
|             | 西尾労働基準協会       | 〒445-0062                                                                                                                | 西尾市丁田町五助6-1<br>山田ビル4階4D          | (0563)56-0244 | (0563)56-0244 | 西尾市                                |

令和6年12月17日 開催

労働問題総合対策セミナー 申込書

申込日 令和 年 月 日

|      |    |             |     |                               |                |        |  |  |  |                                      |
|------|----|-------------|-----|-------------------------------|----------------|--------|--|--|--|--------------------------------------|
| 申込協会 |    | 労働基準協会      |     | 会員番号                          |                |        |  |  |  | 名北労働基準協会<br>のみご記入ください。<br>(郵送時封筒に記載) |
| 事業場名 |    |             |     | T E L<br>F A X<br>E - m a i l | ( )<br>( )     | —<br>— |  |  |  |                                      |
| 所在地  |    | 〒           |     | 事業内容                          |                |        |  |  |  | 労働者数 名                               |
| 受講者名 | 区分 | ご記入<br>不要です | 氏 名 | 所属部署・職名                       | 受講区分 ○を付してください |        |  |  |  | ご案内送付先                               |
|      |    |             |     |                               | 会場 ・ インターネット   |        |  |  |  | 受講者・担当者(部署名・氏名<br>をご記入ください)<br>部署名   |
|      |    |             |     |                               | 会場 ・ インターネット   |        |  |  |  | 氏 名 様                                |

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 R6.12.17

# ハラスメント防止研修

主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増しております。また、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」など様々な型のハラスメントがあり、企業を悩ます深刻な問題となっております。

個別労働紛争相談内容の件数

資料 厚生労働省 令和4年度

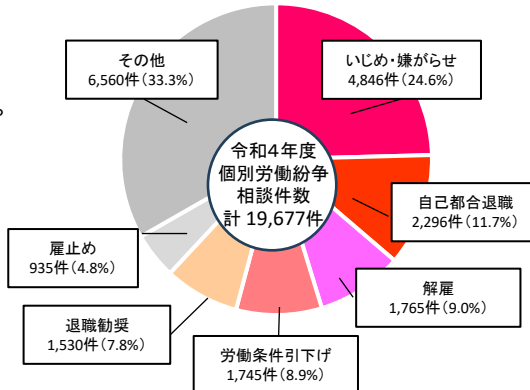
個別労働紛争解決制度の施行状況をもとに作成

企業はハラスメントに対して、適切な対応を怠るとメンタル不調者等が発生し、貴重な労働力の減少のみならず、昨今はメディアにも取り上げられ、企業イメージや業績などにも大きなダメージを与えます。

企業は、職場環境を悪化させるハラスメントを未然に防ぐよう適切な知識を持つことが重要です。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識から、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等を学ぶため「ハラスメント防止研修」を開催いたします。

ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。



いじめ・嫌がらせの相談件数が最多

## 日時

令和7年 1月30日(木)

令和7年 2月18日(火) いずれも 13時30分～16時30分

## 内容

### 第1部 ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラの定義、事例や、ハラスメントが起こった場合の影響を解説します。また、ハラスメントになるかどうかを判断するワークを行います。

### 第2部 ハラスメントにならない指導とコミュニケーション

パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならないコミュニケーション方法についてワークを通して考えます。

### 第3部 ハラスメントが起こった場合の対応

ハラスメントの相談を受けた時の対応方法や、その後に取るべき措置についてお伝えいたします。

ハラスメントになっていませんか？



## 講師



(株)教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所 所長  
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長  
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士 新 美 智 美 氏

### 【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

## 会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階大会議室  
名古屋市北区清水1-13-1



お申込はこちら

## 対象

管理者、労務人事・  
安全衛生担当者など

## 会費

会 員 6,000円  
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

## 定員

45名



# ●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



## 【会場アクセス】

「名 鉄」 清水駅徒歩 4 分、東大手駅徒歩 8 分  
「地下鉄」 名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
「バ ス」 市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
「お 車」 名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約 1 万人受講される会場です。

## 申 込 要 領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

| 名 称            | 所 在 地                                   | 電話番号          | FAX番号         | 対象地区                               |
|----------------|-----------------------------------------|---------------|---------------|------------------------------------|
| (一社)名北労働基準協会   | 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1                | (052)961-1666 | (052)962-1670 | 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市                 |
| (一社)名古屋南労働基準協会 | 〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2                 | (052)651-9246 | (052)651-1411 | 中川/港/南区                            |
| 名古屋東労働基準協会     | 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階          | (052)882-3909 | (052)883-3586 | 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町 |
| 名古屋西労働基準協会     | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階 | (052)581-8086 | (052)581-8089 | 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡               |
| 豊橋労働基準協会       | 〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階                  | (0532)54-2131 | (0532)54-2130 | 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡               |
| 岡崎労働基準協会       | 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8                  | (0564)52-3692 | (0564)54-0739 | 岡崎市/額田郡                            |
| 一宮労働基準協会       | 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階        | (0586)48-5495 | (0586)48-5496 | 一宮/稲沢市                             |
| (一社)半田労働基準協会   | 〒475-0902 半田市宮路町151-32                  | (0569)21-4440 | (0569)21-4441 | 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡                 |
| (一社)刈谷労働基準協会   | 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階       | (0566)21-6337 | (0566)21-6366 | 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市                    |
| 豊田労働基準協会       | 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階            | (0565)28-9411 | (0565)24-3922 | 豊田/みよし市                            |
| 瀬戸労働基準協会       | 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内            | (0561)82-2575 | (0561)59-3575 | 瀬戸/尾張旭/長久手市                        |
| 津島労働基準協会       | 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内          | (0567)26-4603 | (0567)28-7390 | 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡                   |
| 江南労働基準協会       | 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1                | (0587)55-2341 | (0587)55-6125 | 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡                      |
| 西尾労働基準協会       | 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D          | (0563)56-0244 | (0563)56-0244 | 西尾市                                |

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 振込先(実施機関)       | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 |
| 一般社団法人 名北労働基準協会 | 一般社団法人 名北労働基準協会              |

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 講習会等申込書（コピー可） ハラスメント防止研修

申込日 令和 年 月 日

|      |        |         |                               |         |                                                                  |                                                                |
|------|--------|---------|-------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 申込協会 | 労働基準協会 |         | 会員番号                          |         |                                                                  | 名北労働基準協会員のみにご記入ください。(郵送時封筒に記載)                                 |
| 事業場名 |        |         | T E L<br>F A X<br>E - m a i l | { }     |                                                                  | 二                                                              |
| 所在地  | 〒      |         | 事業内容                          |         |                                                                  | 労働者数 名                                                         |
| 受講者名 | 区分     | ご記入不要です | 氏 名                           | 所属部署・職名 | 受講日 (レを入れてください)                                                  | ご案内送付先                                                         |
|      |        |         |                               |         | <input type="checkbox"/> 1月30日<br><input type="checkbox"/> 2月18日 | 受講者・担当者 (部署名) <span style="float:right">〇をつけてください</span><br>様) |
|      |        |         |                               |         | <input type="checkbox"/> 1月30日<br><input type="checkbox"/> 2月18日 | <b>会費支払時期</b><br>令和 年 月 日                                      |

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

企業をのぼす人事考課を行うためのライン管理者研修です

# 人事考課者研修

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

業績評価を含む人事考課は、昇給、昇進、異動等に関わる事務管理の中核であり、労働者のモラル、業務効率を大きく左右し、強いては企業の成長にまで影響を与えます。

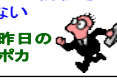
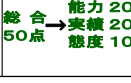
しかしながら、考課結果に対して労働者の納得が得られない、かえって勤労意欲の低下を招いた等、多くの企業が人事考課の実施には、何らかの問題を抱えられておられます。

その原因として、人事考課には守るべき手法、陥ってはならない認定誤差（考課者の心理的傾向）等があるにも関わらず、企業の人事考課者教育が自社の考課制度の説明のみで体系的でない、あるいは、教育が実施されていない等により、人事考課が適正に行われていないことがあります。

そこで、愛知県下の各労働基準協会では、ライン管理者等全ての人事考課を行われる方々を対象とした「**人事考課者研修**」を、定期的に開催しています。

被考課者が納得され業務に精励でき企業を成長に導く人事考課の実現のため、ぜひとも人事考課者の皆様に、受講いただきますようご案内申し上げます。

## ライン管理者の皆様がこんな評価をしていませんか

|                                                                                                                                            |                                                                                                                                           |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ハロー効果</b><br>特徴的な長所、欠点だけで全体を評価<br>大口契約取った人偉い！<br>      | <b>中央化傾向</b><br>多くが“普通”評価となり考課の差がない<br>                 | <b>寛大化傾向</b><br>同情、全体バランスから実際より甘く考課<br>好きだから 大甘査定<br> | <b>対比誤差</b><br>考課者の反対特性者を過大、過小評価<br>全部ダメ！<br>                                |
| <b>近接誤差</b><br>直近の出来事が印象に残り評価期間全体が正しく評価されない<br>昨日のボカ<br> | <b>極端化傾向</b><br>普通評価を、良い、悪いと評価<br>評価 A 群<br>評価 C 群<br> | <b>厳格化傾向</b><br>自分と比較し厳しく評価<br>若いやつは近頃の<br>          | <b>メイキング</b><br>総合点を決めてから部分点を決定<br>総合 50点<br>能力 20点<br>実績 20点<br>態度 10点<br> |

日時

令和7年1月16日(木)

13時30分～16時30分

会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室 名古屋市北区清水1-13-1

講師

吉山社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士  
【プロフィール】 吉山 嘉久氏

三菱重工業(株)名古屋機器製作所にて20年にわたり総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て、同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。この間、社会保険労務士となり、現在は開業社会保険労務士として、顧問活動、企業研修の講師等多様な活動を行う。



内容

- 人事考課の目的 ●人事考課の方法
- 実施上の留意点（Ⅰ自己申告 Ⅱ評価 Ⅲ面談） ●考課者に求められるもの
- 人事考課のトラブル事例 ●評価の法的根拠と公正評価の取組み
- 人事考課制度の今後の課題等 ※考課の例題解説等を含む実践的な内容です

対象

人事考課を行う者・労務人事担当者 等

会費

会員 6,000円  
非会員 7,000円（資料代・消費税を含む）

定員 45名

（定員になり次第締め切ります）

その他

研修修了者には「修了証」を交付します。



お申込はこちら

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックスにてお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。会費は開催日の14日前までに、銀行振込をお願いします。

| 名 称                          | 所 在 地                                           | 電話番号          | FAX番号         | 対象地区                               |
|------------------------------|-------------------------------------------------|---------------|---------------|------------------------------------|
| (一社)名北労働基準協会                 | 〒462-8575 名古屋市区清水1-13-1                         | (052)961-1666 | (052)962-1670 | 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市                 |
| (一社)名古屋南労働基準協会               | 〒455-0014 名古屋市区港楽1-2-2                          | (052)651-9246 | (052)651-1411 | 中川/港/南区                            |
| 名古屋東労働基準協会                   | 〒467-0863 名古屋市区瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階                 | (052)882-3909 | (052)883-3586 | 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町 |
| 名古屋西労働基準協会                   | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階         | (052)581-8086 | (052)581-8089 | 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡               |
| 豊橋労働基準協会                     | 〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階                          | (0532)54-2131 | (0532)54-2130 | 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡               |
| 岡崎労働基準協会                     | 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8                          | (0564)52-3692 | (0564)54-0739 | 岡崎市/額田郡                            |
| 一宮労働基準協会                     | 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階                | (0586)48-5495 | (0586)48-5496 | 一宮/稲沢市                             |
| (一社)半田労働基準協会                 | 〒475-0902 半田市宮路町151-32                          | (0569)21-4440 | (0569)21-4441 | 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡                 |
| (一社)刈谷労働基準協会                 | 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階               | (0566)21-6337 | (0566)21-6366 | 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市                    |
| 豊田労働基準協会                     | 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階                    | (0565)28-9411 | (0565)24-3922 | 豊田/みよし市                            |
| 瀬戸労働基準協会                     | 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内                    | (0561)82-2575 | (0561)59-3575 | 瀬戸/尾張旭/長久手市                        |
| 津島労働基準協会                     | 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内                  | (0567)26-4603 | (0567)28-7390 | 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡                   |
| 江南労働基準協会                     | 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1                        | (0587)55-2341 | (0587)55-6125 | 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡                      |
| 西尾労働基準協会                     | 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D                  | (0563)56-0244 | (0563)56-0244 | 西尾市                                |
| 振込先(実施機関)<br>一般社団法人 名北労働基準協会 | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133<br>一般社団法人 名北労働基準協会 |               |               | ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。            |

講習会等申込書 (コピー可)

人事考課者研修

申込日 令和 年 月 日

|      |        |             |                               |         |     |        |                             |                                      |
|------|--------|-------------|-------------------------------|---------|-----|--------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 申込協会 | 労働基準協会 |             | 会員番号                          |         |     |        |                             | 名北労働基準協会<br>のみご記入ください。<br>(郵送時封筒に記載) |
| 事業場名 |        |             | T E L<br>F A X<br>E - m a i l | ( )     | ( ) | 二      |                             |                                      |
| 所在地  | 〒      |             | 事業内容                          |         |     | 労働者数   | 名                           |                                      |
| 受講者名 | 区分     | ご記入<br>不要です | 氏 名                           | 所属部署・職名 |     | 受講日    | ご案内送付先                      |                                      |
|      |        |             |                               |         |     | 1月 16日 | 受講者・担当者 (部署名) ○をつけてください (様) |                                      |
|      |        |             |                               |         |     | 1月 16日 | 会費支払時期<br>令和 年 月 日          |                                      |

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。



## 基礎法令コース

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知県下の労働基準監督署が毎年行う臨検（立ち入り調査）等による監督指導では、対象事業場の63.2%に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の違反が認められます。

このような法令違反の大半は、企業の管理者・担当者の知識と認識の不足によるもので、企業を悩ます重篤な労働トラブルの原因ともなります。

そこで、当協会では愛知県下各労働基準協会と共催で、労務人事・安全衛生担当者の養成の場として、労働実務専門講座（基礎法令コース・就業管理コース）を開催いたしております。

令和6年度最後の基礎法令コースは下記の日程ですので、円滑な労務管理を実施し、さらなる企業繁栄に結びつけるために、ご関係の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。

<会 場> 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」

名古屋市北区清水1-13-1

## 労働実務専門講座（基礎法令コース）

| 研修名                     | 日程            | 時 間               |                 | 内 容                                      | 講 師                                                    | 会 費                             |                                 |             |             |
|-------------------------|---------------|-------------------|-----------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
|                         |               |                   |                 |                                          |                                                        | 会<br>員                          | 非<br>会<br>員                     | 4<br>日<br>間 | 4<br>日<br>間 |
| 第1回<br>労働基準法研修<br>(A31) | 令和7年<br>1月15日 | 9:30～16:30<br>6時間 |                 | 労働基準法の概<br>要と事務手続、労<br>務管理上の留意点          | (一社)名北労働基準協会<br>専務理事・事務局長<br>特定社会保険労務士<br>市之瀬 高 司      | 1<br>0<br>,<br>0<br>0<br>0<br>0 | 1<br>2<br>,<br>2<br>2<br>0<br>0 |             |             |
| 第2回<br>安全衛生研修<br>(A32)  | 令和7年<br>1月29日 | 6<br>時<br>間       | 9:30～<br>12:30  | 労働安全衛生法<br>等関係法令の概要<br>と事務手続             | 池戸労務安全管理事務所<br>所長<br>元名古屋北労働基準監督署長<br>池 戸 宏 光 氏        | 1<br>0<br>,<br>0<br>0<br>0      | 1<br>2<br>,<br>2<br>2<br>0      | 4<br>日<br>間 | 4<br>日<br>間 |
|                         |               |                   | 13:30～<br>16:30 | 安全衛生管理活<br>動の概要と留意点                      | アマノ労働安全衛生コンサルタント<br>所長<br>労働安全衛生コンサルタント<br>天 野 勝 利 氏   | 0<br>0<br>0<br>0                | 0<br>0<br>0                     |             |             |
| 第3回<br>社会保険研修<br>(A33)  | 令和7年<br>2月12日 | 9:30～16:30<br>6時間 |                 | 健康保険法、厚<br>生年金保険法、介<br>護保険法等の概要<br>と事務手続 | 河村つぐみ社会保険労務士<br>事務所 所長<br>社会保険労務士<br>河 村 亜 実 氏         | 1<br>0<br>,<br>0<br>0<br>0      | 1<br>2<br>,<br>2<br>2<br>0      | 4<br>日<br>間 | 4<br>日<br>間 |
| 第4回<br>労働保険研修<br>(A34)  | 令和7年<br>2月26日 | 9:30～16:30<br>6時間 |                 | 労災保険法・雇<br>用保険法の概要と<br>事務手続              | (一社)名北労働基準協会<br>ホワイト企業推進本部長<br>元労働保険事務組合 課長<br>石 田 和 彦 | 1<br>0<br>,<br>0<br>0<br>0      | 1<br>2<br>,<br>2<br>2<br>0      |             |             |

※全日程4日間の75%以上の受講修了者に「労働実務専門講座卒業証」を、また各研修1日間

受講修了者に「労働実務専門講座研修修了証」を交付いたします。

※DVD受講も可能ですので、お問合せください。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
「地下鉄」名古屋駅①番出口より徒歩12分  
「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックスにてお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。会費は開催日の14日前までに、銀行振り込みをお願いします。

| 名 称             | 所 在 地                                   | 電話番号          | FAX番号         | 対象地区                               |
|-----------------|-----------------------------------------|---------------|---------------|------------------------------------|
| (一社)名北労働基準協会    | 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1                | (052)961-1666 | (052)962-1670 | 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市                 |
| (一社)名古屋南労働基準協会  | 〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2                 | (052)651-9246 | (052)651-1411 | 中川/港/南区                            |
| 名古屋東労働基準協会      | 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階          | (052)882-3909 | (052)883-3586 | 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町 |
| 名古屋西労働基準協会      | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階 | (052)581-8086 | (052)581-8089 | 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡               |
| 豊橋労働基準協会        | 〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階                  | (0532)54-2131 | (0532)54-2130 | 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡               |
| 岡崎労働基準協会        | 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8                  | (0564)52-3692 | (0564)54-0739 | 岡崎市/額田郡                            |
| 一宮労働基準協会        | 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階        | (0586)48-5495 | (0586)48-5496 | 一宮/稲沢市                             |
| (一社)半田労働基準協会    | 〒475-0902 半田市宮路町151-32                  | (0569)21-4440 | (0569)21-4441 | 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡                 |
| (一社)刈谷労働基準協会    | 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階       | (0566)21-6337 | (0566)21-6366 | 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市                    |
| 豊田労働基準協会        | 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階            | (0565)28-9411 | (0565)24-3922 | 豊田/みよし市                            |
| 瀬戸労働基準協会        | 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内            | (0561)82-2575 | (0561)59-3575 | 瀬戸/尾張旭/長久手市                        |
| 津島労働基準協会        | 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内          | (0567)26-4603 | (0567)28-7390 | 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡                   |
| 江南労働基準協会        | 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1                | (0587)55-2341 | (0587)55-6125 | 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡                      |
| 西尾労働基準協会        | 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D          | (0563)56-0244 | (0563)56-0244 | 西尾市                                |
| 振込先(実施機関)       | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133            |               |               |                                    |
| 一般社団法人 名北労働基準協会 | 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。 |               |               |                                    |

講習会等申込書(コピー可) 労働実務専門講座(基礎法令コース) 申込日 令和 年 月 日

|      |        |         |                               |         |                                                                                                   |                                                                  |                                                   |
|------|--------|---------|-------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 申込協会 | 労働基準協会 |         | 会員番号                          |         |                                                                                                   | 名北労働基準協会のみご記入ください。                                               |                                                   |
| 事業場名 |        |         | T E L<br>F A X<br>E - m a i l | ( )     |                                                                                                   | 二                                                                |                                                   |
| 所在地  | 〒      |         | 事業内容                          |         |                                                                                                   | 労働者数                                                             | 名                                                 |
| 受講者名 | 区分     | ご記入不要です | 氏 名                           | 所属部署・職名 | 受講区分                                                                                              | ご案内送付先                                                           |                                                   |
|      |        |         |                               |         | <input type="checkbox"/> 4日とも<br><input type="checkbox"/> 1月15日<br><input type="checkbox"/> 2月12日 | <input type="checkbox"/> 1月29日<br><input type="checkbox"/> 2月26日 | 受講者・担当者(部署名) <input type="checkbox"/> をつけてください(様) |
|      |        |         |                               |         | <input type="checkbox"/> 4日とも<br><input type="checkbox"/> 1月15日<br><input type="checkbox"/> 2月12日 | <input type="checkbox"/> 1月29日<br><input type="checkbox"/> 2月26日 | 会費支払時期<br>令和 年 月 日                                |

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として R6.10.07 使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。